

同一労働同一賃金ガイドライン案に関するQ&A

Q

「同一労働同一賃金ガイドライン案」とはどのようなものですか？

A

正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正社員（有期雇用労働者・パートタイム労働者・派遣労働者）の間で、賃金が異なるなどの待遇差がある場合に、どのような待遇差が不合理で、どのような待遇差が不合理でないかを、待遇ごとに事例も含めて示したものです。

今後、正社員と非正社員の間の待遇差について、法改正に向けた検討を行っていく予定であり、このガイドライン案は、今後、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定されるものです。

Q

ガイドライン案はすぐに守らないといけないのですか？
守らないとどうなるのですか？

A

ガイドライン案は、現時点では「案」であり、今後、関係者の意見や改正法案についての国会審議を踏まえて、最終的に確定され、これから検討される改正法案の施行時期に合わせて施行される予定です。このため、今回のガイドライン案を守っていないことを理由に、行政指導等の対象になることはありません。

※ 現行の労働契約法（20条）、パートタイム労働法（8条・9条）でも、正社員と非正社員の間の不合理な待遇差を禁止しています。

Q

非正社員の待遇改善をする場合に、支援はありますか？

A

賃金規定等の見直しにより、非正社員の賃金を2%以上増額させた場合など一定の場合には、キャリアアップ助成金の支給を受けられることがあります。

Q

ガイドライン案の内容について知りたいのですが、どこに問い合わせたらよいのでしょうか。

A



ガイドライン案に関する情報は、厚生労働省のホームページに掲載しています。

同一労働同一賃金特集ページ



<http://www.mhlw.go.jp/>



また、ご質問がある場合は、厚生労働省に設置した専用相談窓口にお電話ください。

03-3595-3316 (平日9:30~18:15)

